

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎県警察本部からの情報です。

警戒情報

配信日 令和6年6月4日

詐欺にご注意

～ 旧紙幣も引き続き使用できます ～



今年7月から新しい紙幣が発行されますが、
現行の日本銀行券（福沢諭吉の1万円札、
樋口一葉の5千円札、野口英世の千円札）は
新紙幣発行後も使用することができます！

⚠️ 予想される詐欺手口 ⚠️

今後、「**現行の紙幣が使えなくなる。**」
などの詐欺（二セ電話詐欺等）の発生
が予想されます。

金融機関の職員などを名乗り、
「旧紙幣を交換する。」
といった不審な電話が架かってきたら、
迷わず**110番通報**しましょう！



おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」
または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999

[相談受付] 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00

